

正解はどっち？



Q1

議会の招集は、誰が行うの？

- ① 議会議長が行う。
- ② 町村長（普通地方公共団体の長）が行う。

Q2

一般質問の内容は、事前に知らせる？

- ① 一般質問を行う議員及び質問を受ける執行機関が、内容を十分に把握できるように、事前に通告する。
- ② 一般質問の内容は、議員及び執行機関の馴れあいを防止するため、原則として事前には、公表しない。

答えは解説を参照してね。

解説（抜粋）

Q1

地方自治法第101条の1項で普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集するとなっています。

正解②

Q2

議会の議事運営に当たる議長は、質問の要旨を理解して質問と答弁がよくかみ合うように議事を進めて行くため、一般的に事前通告制が採用されています。

議長は、開会前に一般質問の通告書を提出させ、一覧表を議員だけでなく、関係者に配布するのが望ましいとされています。

会議規則の第59条、第2項で質問者は、議長の定めた期間内（一般的には開会日の○日前）に議長にその要旨を文書で通告しなければならない。となっています。

正解①